

パブリックコメント(基本計画の中間報告)での意見及び対応

募集期間 令和元年11月19(火)～12月16日(月)まで
 提出件数 8件
 提出者数 3人

| | 意見の概要 | 意見に対する県の考え方 |
|---|---|--|
| 1 | 保育士の嘱託職員の処遇について、現在の月給制が来年度から日給制に変更になるとのことだが、保育士が不足している中、このような制度変更は、さらなる保育士不足につながるとともに、質の低下にもつながるとされる。結果、そのような処遇でも働く人しから残らず、保育士の高齢化が進むことが予測される。 | 県では、保育士確保のため保育士等の処遇改善や加配に対する支援のほか、「富山県保育士・保育所支援センター」における潜在保育士の掘り起こしや再就職支援を行っています。加えて保育士修学資金や、若い世代への保育士の魅力の発信など、引き続き、総合的に取り組むこととしております。各施設における職員の任用・勤務形態においては、基本的には各施設(公立の場合は市町村)において判断されるものではありませんが、今後とも保育士等の処遇改善や加配が進むよう支援してまいりたいと考えています。 |
| 2 | ベビーシッターの無償制度について、途中入所できない母親から、この制度を活用したいと相談されることが多いが、富山市と県の基準が違いため、無償化の対象とならない。またシッター一人につき、子どもが一人しか見れない状況(二人兄弟の場合はシッターが二人必要という現実的ではない基準)など子育てをしている人もその仕事に就く人(つきたい人)にも働きにくい状況を作っている。 | 幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。(国の基準では、居宅訪問型保育事業の職員の配置は、小学校修学前の子どもおおむね1人につき原則1人以上となっています。)ただし、市町村の判断で、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けることができます。県内では、富山市以外の市町村で猶予期間が設けられており、ご意見を参考にしつつ、県内市町村との情報交換を図ってまいります。 |
| 3 | ファミリーサポート制度について、子どもを預かって1時間700円という低賃金に加え、双方からの苦情も多く、利用したくないという声が多数ある。預かる側の質の低さ(年配の人が預かり昔の常識で子どもをみる、勝手になんでも食べさせる。自己都合で簡単にキャンセルされるなど)が目立つ。有資格者や預かりの経験の数や評判が良いサポート会員と賃金の差をつけるべきだと思う。そうすることで、利用者も送迎くらいなら無資格者でも良いとか、小学生だから年配の人でも良いなど選ぶことができると思う。 | ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と、援助を行いたい人(協力会員)が会員になり、相互に子育てをサポートする事業であり、市町村が実施主体となって行われています。市町村においては、会則等により報酬額を設定しているほか、会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会を実施しているところです。県としても、ご意見を参考にしつつ、今後とも事業の充実が図られるよう支援してまいります。 |
| 4 | P3 「年少人口割合及び人口割合の推移(全国、富山県)」のグラフについて、他のグラフと同様にH30のデータ値を記入することによって、県民に理解しやすいものとなると思います。 | ご指摘の趣旨を踏まえ、H30のデータ値を記載します。 |
| 5 | P8 (2)少子化の要因として、「⑤特定不妊治療による出生数の状況」が記載されていますが、これは「少子化の要因」なのでしょうか。 | 結婚年齢、妊娠・出産年齢の上昇等に伴い、特定不妊治療を受ける方の数が増加しているため、掲載しております。また、医学的には35歳くらいまでが妊娠等の適齢期であるため、こうした事実の周知に努めます。 |

| 意見の概要 | 意見に対する県の考え方 |
|--|---|
| <p>P16,P18 「女性の労働力率」の定義はなんですか？P16の「就業率」との違いがよく分かりません。</p> <p>目標指標 出生数を増やすには、</p> <p>6 1. 出産適齢期の女性人口を増やす。(県外、海外からの移住・定住者の増) 2. 出産適齢期女性の有配偶率を上げる。(未婚化率の減) 3. その有配偶者の出生率を上げる。(晩婚化・晩産化の解消) の3つを達成する必要があるかと思えます。</p> <p>各種事業効果をより詳細に検証するため、「目標指標」に、 ①出生数、②出産適齢期の女性の転入・転出数、③出産適齢期の女性の未婚率、④女性の平均初婚年齢、⑤第1子出生時の母の平均年齢を追加してはどうでしょうか？</p> | <p>「労働力率」は、15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く)に占める労働力人口の割合のことをいいます。一方、「就業率」は、15歳以上の人口に占める「就業者」の割合のことをいいます。労働力人口は、就業者と失業者に分類されます。</p> <div data-bbox="1144 371 1711 519" style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[15歳以上人口] --> B[労働力人口] A --> C[非労働力人口] B --> D[就業者] B --> E[失業者] </pre> </div> <p>出生数を増やすための方策は、ご指摘のとおりと考えます。事業効果を検証するため、目標指標に今回新たに、若者及び女性の転出超過数、25歳～29歳の男女の未婚率、男女の平均初婚年齢について追加することとしております。また、今回の計画改定にあたり、県民希望出生率を再度算出したところ、前回と変わらず1.9という結果となり、この県民の希望がかなった場合の出生率を、本計画における全体目標として掲げております。結婚や出産はあくまで個人の自由な決定に基づくものであり、個々人の決定にプレッシャーを与えるようなことがあってはなりません。そのため、出生数及び第1子出生時の母の平均年齢を目標数値とすることは、女性に対する押し付けのメッセージ性をはらむ恐れもあることから、数値目標とはしない方向で考えております。</p> |
| <p>P1 今回の計画は、「かがやけ とやまっ子 みらいプラン」の後期計画との位置づけとありますが、前期計画の検証はどうなっていますでしょうか？</p> <p>7 5年前と比べても出生数の減少、合計特殊出生率の低迷が続く、少子化の傾向に歯止めがかかっていない状況です。そういう状況を踏まえ、今回の計画は、どこをどう見直したのでしょうか？ 見直しのポイントを記載してはどうでしょうか？</p> | <p>現行計画においては、策定時に90の目標指標を設定し、達成するために、各種施策に取り組んでまいりました。その結果、例えば、延長保育実施保育所数や若年者の正規雇用率など、現在H30(R1)の実績値がある項目数のうち、7割を超える項目数で上向きに伸びており、うち6割が達成しております。</p> <p>今回の新計画においては、これまで取り組んできた子育て支援等の取組みを継続・充実させつつ、働き方改革の推進や男性の家事・育児参画の促進、UIターン・移住・定住の促進などの新たな視点を取り入れ、子育て支援・少子化対策に取り組むこととしております。ご指摘のとおり、見直しのポイントを、県民の皆様にはわかりやすく伝えられるよう、記載方法について検討します。</p> |
| <p>P13, 62 直近の調査(H29)によれば経済的負担の軽減を求める声が多く、まだまだ多い結果になっています。</p> <p>8 経済的負担の軽減の主な施策内容の記載がありますが、前期計画から見直したところはどこでしょうか？ これまでの政策の延長では効果が薄いのではないのでしょうか？ 子どもの数が増えるに従って、大幅な減税や補助を行うなど、大胆な政策が必要だと思えます。</p> | <p>R元年10月から、国の幼児教育・保育の無償化が開始されましたが、県では、市町村と連携し、国制度の対象とならない0～2歳の子どもの保育料の無償化・軽減や一定所得の3～5歳の第3子以降の副食費の軽減を行っているところであります。</p> <p>大幅な減税や補助等については、国の税制に関わることでありますため、県としても国に要望してまいりたいと考えております。</p> |